

市立四日市病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この事業は、入院患者が必要とする生活用品を適切な方法により提供することで、入院患者及びその家族等の負担を軽減することを目的として実施する。

そのため、市立四日市病院(以下「当院」という。)において建物の一部を借り受け、入院時に必要となる寝巻、タオル、紙おむつや口腔ケア用品等の患者負担となる物品(以下、「入院セット」という。)を提供する運営事業者(以下「事業者」という。)について、次のとおり公募型プロポーザル方式により選定する。

2 事業の概要

(1) 事業名

市立四日市病院入院セット提供業務

(2) 事業内容

当院が指定する建物の一部を有償で借り受け、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な寝巻、タオルなどを洗濯付きで提供し、及び、日用品等を支給し、日額で料金を請求する業務全般。(詳細は、別紙「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」のとおり。)

(3) 事業実施場所

市立四日市病院(三重県四日市市芝田二丁目2番37号)

【参考】病床数 568床

1日平均入院患者数 416人(平成25年度実績)

(4) 貸付条件

別紙「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」のとおり。

3 応募に必要な資格及び要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- (6) 四日市市から指名停止等を受けていない者であること。
- (7) 法人等又はその役員(法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等に暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
- (8) 300床以上の病院において、当該業務と類似する業務を1年以上継続して行っている実績を有すること。

4 実施要領等の交付

次のとおり「市立四日市病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要領」及び別紙「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」を交付する。

(1) 交付期間

平成27年1月28日(水)～平成27年2月12日(木)

(2) 交付場所

市立四日市病院 総務課総務係(2階)

〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

TEL:059-354-1111(内線 5211) FAX:059-354-1565

E-mail:byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp

(3) 入手方法

上記(2)にて直接受け取るか、または、市立四日市病院ホームページ〔入札情報〕

(<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/hospital/bid/puropozaru.html>) からダウンロードすること。

ただし、郵送等での交付は行わない。

なお、直接窓口で受け取る場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)とする。

5 プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

企画提案に参加を希望する事業者は、次のとおり申込み、企画提案書を提出すること。企画提案書の作成にあたっては、別紙「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」の「6 業

務内容の詳細」に各項目に沿って、過不足なく記載すること。なお、様式は A4 版・縦型・横書き・左綴じとし、イラストや写真、フロー図等を用いながら分かりやすく記載すること。

(1) 受付期間

平成27年1月28日(水)～平成27年2月12日(木)

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式1) 1部

イ 会社(企業)の概要(任意様式) 6部

ウ 財務諸表(任意様式) 6部

エ 業務実績一覧表(任意様式) 6部

業務名、発注者、履行期間、病床数、利用率、業務の概要等を明記すること。また規模の大きいものから3件までについては、記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付すること。

オ 企画提案書(様式2) 6部

(3) 提出場所

市立四日市病院 総務課総務係(2階)

〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

TEL:059-354-1111(内線 5211) FAX:059-354-1565

E-mail:byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により、平成 27年2月12日(木)まで(必着)に提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

6 提出書類等の作成に関する質疑・回答

提出書類等の作成に関する質疑の受付及び回答は次のとおりとする。

(1) 質疑の受付期限

平成27年2月2日(月)午後5時15分まで

(2) 質疑の提出方法

会社名、質疑内容等を記載した文書(任意様式)を電子メールまたはFAXで市立四日市病院総務課プロポーザル担当宛へ送信すること。

(3) 質疑の回答

平成27年2月6日(金)までに、他の事業者の質疑も含め、回答書をホームページで公表する。

7 審査方法

事業者の選定は、提出書類により当院の事業者選定委員(以下「委員」という。)による書類

審査を行う。ただし、委員が必要と認める場合は、事業者による企画提案書説明(委員によるヒアリングを含む。)を実施する場合がある。この場合の日時及び場所については、別途通知する。

(1) 提出書類の審査項目

書類審査にあたっては、次の項目及び視点を踏まえながら行う。

審査項目	審査の視点
1 実績	・他病院での業務実績は十分か。
2 実施体制	・洗濯業務を含め、スタッフの適切な役割分担のもとで、十分な実施体制が構築できているか。 ・利用者の契約手続きから、在庫管理、集金に至るまでの業務工程が確立されているか。
3 安全体制	・安全に関する体制が確立されているか。 ・苦情対応の体制が確保されているか。
4 サービスの提供内容	・業務仕様書に基づいた内容になっているか。 ・入院患者にとって分かりやすく、利用しやすい内容になっているか。 ・利用者が利用しやすい料金設定となっているか。 ・病院職員の負担が軽減されるような内容になっているか。
5 独自性等	・システムの特徴、アピールポイントはあるか。 ・導入開始スケジュールは、当院が示した導入時期までに、円滑な導入計画が図られているものとなっているか。

(2) 審査結果

審査の結果、応募者の中で最高評価点を得た事業者を契約候補者として選定する。ただし、契約候補者が契約締結までに「3 応募に必要な資格及び要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次の順位の者から順に繰り上がるものとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、平成27年2月27日(金)までに審査結果を文書により応募者全員に通知する。

8 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 当院は、提出書類について、業務事業者選定審査以外の目的で使用しない。

- (5) 提出書類及び審査結果は、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる。
- (6) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (7) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 当該公募型プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (9) 参加申込書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ 別紙仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合。
 - ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - オ 委員又は関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合。
 - カ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。